

奈良県公安委員会告示第7号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表5の項の上欄に規定する奈良県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次のとおりとし、平成19年8月1日から施行する。

平成19年1月26日

奈良県公安委員会

委員長 永田正利

次の表の中欄に掲げる路線に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区間において行う交通誘導警備業務

番号	路線名	区間
1	一般国道24号	奈良県の区域内に存する区間（自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の区間を除く。）
2	一般国道25号	奈良県の区域内に存する区間（自動車専用道路の区間及び山辺郡山添村大字遅瀬（三重県境）から天理市川原城町字川向605番先までの区間を除く。）
3	一般国道165号	奈良県の区域内に存する区間